

# Energize

私たちのお客様の“元気”をサポートします！

## 金魚鉢を飛び出そう！

昨年から続くコロナ禍の中ですが、確実に季節は移り変わり横浜の桜もほころび始めました。

4月には今年の新卒四名とアシスタント二名が入社し、yoko-soに新しい風が吹き込みます。

入社後最初の一週間をかけて「理念研修」が行われ、社会と時代の変化に伴う経営環境の変化と中小企業の経営課題、そして私たちが進むべき方向性と取り組むべき課題について理解を深めます。

「手法」である実務研修の前に、まず「目的」である理念について伝えるのがyoko-so流の研修です。経営環境の激変に伴い社会のインフラとしての私たち職業会計人の役割も大きく変化しています。新しくこの業界に入る新人にとって、この変化を「ピンチ」と捉えるか「チャンス」と捉えるかは、彼ら彼女の未来を大きく左右します。私たちは、この経営環境の変化をチャンスと捉え、「変化」に対応した「自己革新」をすることにより、大きく成長するビックチャンスを迎えていきます。

税金を語る本というのは、殆ど節税の方法とか申告方法を述べた技術論ばかりで、つまりは枝葉末節なものが多い。税理士や税務署のお役人、税金専門の学者という人々は、今の税体系という金魚鉢の中で生きている金魚みたいなものだから、その人たちの話を聞いても何ら根本的解決にはならない。

ついでに言うと、税理士ほど後ろ向きの商売はない。税理士を雇う目的は、突き詰めれば、「いかに税金を逃れながら、税務署から文句を言われずにすませるか」ということだ。税金のシステムがもっと簡単なら、税理士のような、生産とは何の関係もない、負のエネルギーを使わなくてはならない商売はそんなにいらなくなる。有能な人材をいかに後ろ向きの仕事で浪費しているか、全く國家の損失である。

(渡辺昇一著「歴史の鉄則～税金が国家の盛衰を決める」より)

厳しい論説ですが、ある意味で私たち税理士の本質的な一面を示していると思います。

実務家である私たち税理士は、税の本質的な問題に迫ることなく既定の税法に対する知識や本来税務当局内部の規定である取扱規定を熟知していることが自分たちの能力であり力なのだと勘違いしています。

まさに、渡辺氏の指摘の通り「枝葉末節な技術屋」「金魚鉢の中の金魚」でしかないのです。だから、人と組織の本質に係る「経営」に関しては前向きな関わりを持てないのです。それが、経営環境が変化する中で、私たちの持つ力が「課題解決力」を失いつつある根本的な原因なのだと思います。

まず、それに気付くことが社会のインフラとして中小企業の経営課題の解決に貢献するために私たちに課せられた自己革新の基盤なのだと思います。

私たちTEAM yokosoは「お客様のビジョン実現と真の豊かさの創出をサポートする」こと、お客様の未来創造のサポートを本業とミッションとしています。税務はメニューの一つしかありません。

そのため、私たちは私たちの武器である「能力」の研鑽に努めると同時に、経営と社会の本質に楔を打ち込み気づきを与え、お客様の成長と成功をサポートするために自己の「価値観」と真摯に対峙し自己革新をし続けなければなりません。

新人の成長と活躍に期待します！そして、金魚鉢から飛び出し社会に貢献できる真の職業会計人となれ！

## 今月のワンポイント！ (担当:土屋)

### ◆電子帳簿保存法とは？～経理業務のペーパレス化を目指して～

昨年からのコロナウィルスにより人との接触を避ける働き方に対応する必要があり、その結果テレワークやオンライン会議の導入など、多くの企業でデジタル化が進みました。今回はその中でも経理業務に係る帳簿書類の電子データ化（ペーパレス化）の一助となる電子帳簿保存法について解説いたします。

#### ●電子帳簿保存法とは？

電子帳簿保存法とは、国税関係帳簿書類の電子データでの保存を認めた法律で1988年に制定されました。領収書のような証憑書類をはじめ、帳簿や決算関係書類の電子データ保存を認めています。具体的に電子帳簿保存法では以下の3つの電子保存について定めています。（カッコ内は保存対象の書類）

- ① 国税関係帳簿書類の電子データによる保存（総勘定元帳などの帳簿、決算書などの決算関係書類）
- ② 国税関係帳簿書類をスキャナで読み取る電子保存（レシート、領収書、請求書、契約書など）
- ③ 電子取引に係る取引情報の電子保存（インターネット等で相手先との間でやり取りした取引情報）

今まで紙媒体で作成保存をしていた書類は、上記①②で電子データとして保存することが可能となります。また社内稟議書や取引先との契約書などは、③により電子取引として電子決済から電子保存を行えば、押印作業や相手先、他部署との書類のやり取りなどのタイムロスを削減することが可能となります。

#### ●電子保存によるメリット・デメリット

電子保存を導入することによるメリット・デメリットを簡単にまとめると以下の通りとなります。

メリット		デメリット	
保管場所の削減	紙媒体の廃棄が可能なため、ファイルはもちろん棚などのスペースが不要となり、経費削減にもつながる	導入費用の発生	システム導入費用、ルール策定のための人事費などコスト発生（補助金などの活用も検討）
データの検索性	導入要件に検索性を要件とすることから、データ化された資料の検索が容易となる	運用ルール作成	導入要件にそった運用ルールの策定が必要となり、社内ルールの変更周知が必要となる
働き方改革	クラウドなどへのデータ化により、インターネット環境があればどこでも資料の閲覧が可能（働き方の多様化）	担当社員への教育	統一されたルールの運用が必要となるため、担当社員への教育が必要となる

導入を検討する上で、メリット・デメリットを理解したうえで、長期的な視点から自社にとって本当に導入すべきかを検討していくことが必要となります。

#### ●国税関係帳簿書類の電子化・スキャン保存要件

導入にあたり帳簿書類の電子化、スキャン保存について下記要件のすべてを満たす必要があります。保存要件は多種になるため、システム会社や外部専門家の指導などが必要となります。（各要件は概要を掲載）

帳簿書類の電子化（6要件）		書類のスキャン保存（12要件）	
訂正・削除履歴の確保（訂正履歴の可視化）	入力期間の制限	適正事務処理要件	
相互関連性の確保（他資料との関連性を明確）	一定解像度での読み取り	相互関連性の確保	
システム関係書類等の備付け	タイムスタンプの付与	見読可能装置の設置	
見読可能性の確保（保存データの早期出力）	読み取り情報の保存	システム関連書類の備付	
検索機能の確保（各種条件による検索性）	ヴァージョン管理	検索機能の確保	
税務署長の事前承認（※）	入力者情報の確認	税務署長の事前承認（※）	

#### ●令和3年税制改正でも要件緩和

電子化・スキャン保存のための要件は多岐にわたりますが、「税務署長の事前承認」について、令和3年税制改正で要件緩和となる予定です。改正前は適用開始3ヶ月前までに申請書の提出、承認を受ける必要がありましたが、事前の承認は不要となり届出の提出のみとなる予定です。ただし、その他の保存要件は緩和されていないので導入時には事前の準備検討が必要となります。各保存要件の詳細、その他改正の内容など電子帳簿の保存を前向きに考えたい！とお考えの方は、弊社担当者までお声がけください。

## ★ 憲める自然災害第15弾！

2011年3月の東日本大震災から10年。余震とみられる地震が現在も続くほか、この10年で長野県北部地震、熊本県地震、鳥取県中部地震、北海道胆振地震、山形県沖地震など東北地方以外でも大規模な地震が発生しており、震災への備えは欠かせません。

今月は地震保険の内容を再確認します。

### ● 地震10年備えを再確認

地震保険料の保険料は17～21年にかけて3段階で改定され、全国平均で14.7%上昇しました。東日本大震災を受けて、保険料算出の基になるデータを見直した影響です。実際の値上げ幅は居住地域や建物の構造などによって様々ですが、地域によっては値下げになったところもあります。

地震保険は単独で加入することはできず、火災保険とセットで加入する仕組みです。通常、火災保険は地震による揺れや津波、地震による火災の被害を補償しませんが、地震保険はこうした被害をカバーできるため、加入しておいた方が良いと言えます。

民間だけでは地震による甚大な被害のリスクを負いきれない可能性があるため、国が再保険を通じて共同運営しており、どの損害保険会社で加入しても商品の内容は同じになっています。

### ● 地震保険の補償基準は

保険金額は火災保険の契約保険金額の30%～50%に設定されています。実際に受取る補償額は家屋の被害状況に応じて「一部損」、「小半損」、「大半損」、「全損」まで段階的に変わります。

地震保険で建物の損害程度を認定する場合には木造建物と非木造建物によってその方法が異なります。木造建物では在来軸組工法は基礎、屋根、小屋組や内壁を含む軸組、枠組壁工法は基礎、屋根、外壁、床組を含む内壁に着目し、その被害の程度を調査した後に工法ごとの損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算した上で、一部損、小半損、大半損、全損かを認定します。

さらに詳細な調査が必要な場合は第二次査定が実施されることもあります。

非木造建物では建物自体の沈下や傾斜程度を調査して損害基準表から損害割合を求めますが、損害割合が50%以上の場合は全損と認定されます。沈下や傾斜が起きていない場合は、これらの損害割合が50%に達していない場合には構造ごとに定められた着目部分の被害程度を調査して、部分的被害での損害割合を求めます。沈下や傾斜による損害割合、そして部分的被害の損害割合を合算した上で、一部損、小半損、大半損、全損が認定されます。

### ● 地震保険の更なる備え

住宅を購入した直後でローン残高が大きい場合や子育てで教育費がかさみ、預貯金が十分でなかつたりする時期は被災した場合のリスクが高いため、補償を厚くするケースもあります。例えば「上乗せ特約」で実質的に火災保険金の100%まで補償額を増やすことができます。特約保険料は地域によってことなりますが地震保険の2倍程度と高額になります。また、少額短期保険の「地震補償保険」は火災保険に加入しなくても単独で加入することができます。地震保険との併称も可能で、保険金額は最大で900万円です。



#### (株)横浜総合フィナンシャルの西尾です！

地震保険と並んで知っておいていただきたいのが、東日本大震災を機に整備された債務整理ガイドラインと公的支援制度です。来月は被災時に利用できる債務整理ガイドラインと公的支援制度をレポートさせていただきます。

# 今月の yoko-so



TEAM  
yoko-so  
変わらないは、つまらない。

## 確定申告フェス！



今年の確定申告は一味違う



3月は、昨年末より「年末調整」「法定調書」「償却資産」と続きまして、年明け最大のイベントである「確定申告」がありました。

今年は新型コロナウィルスの影響もあり、申告期限が4月に延長されましたが、所内期限は延長することなく順調に進めることができました。

昨年までは集中して仕事をこなす時期でしたが、今年は確定申告フェスを開催し、皆で盛り上げる事ができ、繁忙期だけど社内では明るい雰囲気で取り組むことが出来ました。社員からも「楽しかった！！」「またやりたい！」という声が多く上がりました。今後もTEAMyoko-so一同はワクワクを忘れずに頑張りますので、よろしくお願いします。

### 次号予告・編集後記

新入社員が男性2人、女性2人、またアシスタントが2人入社します。

来月号ではフレッシュな新人をご紹介できるかと思います。

# 今月の一言…“良薬は口に苦し”

後悔しない人生とは、挑戦し続けた人生である。

( 福島 正伸 )

マジにそう思います。最後の一歩まで挑戦し続けて前のめりに倒れて死ぬ。立ち止まって布団の上では死にたくない。男にとって死ぬのも仕事、やり遂げたいな～～(笑)

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… ( v o l . 1 5 5 )

★ 東日本大震災から10年が経ちました。大震災以降も熊本地震、長野北部地震、九州北部豪雨、広島豪雨、関東・東北豪雨と自然災害が相次いでいます。そんな状況下で昨年より新型コロナウィルス感染拡大が発生して世界中で猛威を振るっています。自然の強大な力に思い知らされる一方で、我々人類が自分たちの知力や技術を用いれば克服できないことはないと、自然を侮る慢心な心が一層被害を大きくしたのではないでしょうか。今一度、自分自身の環境への考え方を見つめ直したいと思います。 (NISHIO)

★ 東日本大震災から10年、メディアでも様々な特集がされる中、記憶の風化が進んでいることを感じます。事実を受け入れそこで立ち止まることなく前に進むためには忘却も必要なかも知れません。コロナも同じですが、予測できないことがおこる時代、何に備えておくことが正解なのか?後悔のない、やり切ったと言える人生を送るために、自分自身の目標を追うことしかないように思います。始めから予測できなかつたと諦めるのではなく、自分自身と向き合い、なりたい姿を描くことしかできないのかも…。 (TOCHIKURA)

★ 通っているヨガのレッスンで「ピンチャ マユラーサナ」という逆立ちのポーズが入ってきました。初めて見たとき、インストラクターの動きがしなやかで格好よくて、“あれができるようになりたい!”という欲が出てきました。今までの“健康に良さだから何となく通ってる”からかなりの進歩です。それでも、いい歳してすりむいた肘を見ると「何やってるんだか」と自嘲気味になるし、全然身体も柔らかくなつてないのですが、いつかを夢見て、子供の頃のようにドキドキしながら続けていこうと思います。 (YAMAMOTO)

★ 確定申告が終わると… いつの間にか本牧の桜がほころび春が来ています。毎週末を過ごす長野県原村の自宅でも粉雪がいつの間にか温かい春の雪に変わり森の樹々が真っ白に雪化粧をする日が増えてきます。雪解けの春は希望の春ですが私にとってはいつの間にかちょっと「憂鬱な季節」になりました。それは「啓蟄（冬籠りの虫が這い出るの意）」という通り、春は人の身体にも変化が生じる季節だからです。

19年前の春、晴天の霹靂、家内に乳癌が見つかり切除する大きな手術を受けました。そして13年前の春には癌が再発して腰骨に転移し辛い抗癌治療を経験しました。そして昨年の春は腰骨に二度目の転移が見つかり三ヶ月にわたる放射線治療を受けました。そして、また春… 今年は無事に過ぎて欲しいという淡い願いは裏切られ…残った片方の乳房に乳癌が見つかり4月には入院して手術を受けることになりました。



19年前のあの日「いつどうなっても後悔しないように精一杯生きよう」と誓ったからこそ現在（いま）があると心から感謝します。どんな運命であろうとそこには大切な意味があると学びました。癌を患い心臓三割壊死した夫婦ですが周りの誰よりも明るくパワフルなのは？yoko-soAHO プライドの象徴かな（笑） (IZUMI)

## **TEAM yokoso**

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター ／横浜総合M&Aセンター >

### **セミナーのご案内**

※関与先様引き有り

#### ★ “戦略の日” 中期経営計画作成セミナー

#### **自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！**

日時：2021年4月13日(火)・20(火)／10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

昼食代込（お二人迄参加可）

#### ★ “未来創造塾” 全6回経営者セミナー 《※※※年間会員募集中※※※》

#### **第124回「変革のリーダーシップ～境界が無い時代のスキルとマインドについて考える～」**

講師：N H N P l a y A r t 株式会社

プロジェクトデザイナー 柏木 誠

日時：2021年5月13日(木)／16時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム（オンライン開催に切り替る場合があります）

募集：5,000円

### **ネットワーク**

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャースポーツ支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕閣内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります